

みなし特定引継資産又はみなし特定保有資産の特例計算をした場合の特定資産譲渡等損失額の損金不算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

当期中の適用期間		1	：	：	(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額 (別表十四(六)「12」)	7	円
(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額 (別表十四(六)「9」)		2					
(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額 (別表十四(六)「10」)		3			(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額 (別表十四(六)「13」)	8	
調整後資産譲渡引等損失資産額の計算	調整後の(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額 (2) - (各関連法人の(15)の合計額) + (各関連法人の(28)の合計額)	4			調整後の(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額 (7) - (各関連法人の(18)の合計額) + (各関連法人の(37)の合計額)	9	
	調整後の(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額 (3) - (各関連法人の(16)の合計額)	5			調整後の(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額 (8) - (各関連法人の(19)の合計額)	10	
	調整後の特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額 (4) - (5)	6			調整後の特定保有資産に係る特定資産譲渡等損失額 (9) - (10)	11	
関連法人のみなし特定引継資産又はみなし特定保有資産に係る譲渡等特定事由による損失の額又は利益の額の計算の明細							
前特定適格組織再編成等に係る被合併法人等である関連法人の名称		12	前特定適格組織再編成等の日		13	・	・
			関連法人支配関係発生日		14	・	・
みなし特定引継資産				みなし特定保有資産			
(1)の期間における当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額		15		円	(1)の期間における当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額	18	円
(1)の期間における当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額		16			(1)の期間における当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	19	
差引 (15) - (16)		17			差引 (18) - (19)	20	
みなし特定引継資産又はみなし特定保有資産に係る譲渡等特定事由による損失の額又は利益の額の特例計算							
時価純資産超過額がある場合	時価純資産超過額 〔当該関連法人の別表十四(六)付表三「6」-「7」〕	21		円	時価純資産超過額 〔当該関連法人の別表十四(六)付表三「6」-「7」〕	30	円
	当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額	22		0	当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額	31	0
	当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	23		0	当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	32	0
簿価純資産超過額がある場合	簿価純資産超過額 〔当該関連法人の別表十四(六)付表三「7」-「6」〕	24			簿価純資産超過額 〔当該関連法人の別表十四(六)付表三「7」-「6」〕	33	
	関連法人の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 〔当該関連法人の別表七(一)付表二「19」の計〕	25			関連法人の特例計算において特定資産譲渡等損失相当額から成る欠損金額とみなされた金額 〔当該関連法人の別表七(一)付表二「19」の計〕	34	
	前期以前の適用期間におけるみなし特定引継資産に係る損失の額から利益の額を控除した金額 (前期以前の適用期間の(17))	26			前期以前の適用期間におけるみなし特定保有資産に係る損失の額から利益の額を控除した金額 (前期以前の適用期間の(20))	35	
損失限度額 (24) - (25) - (26)		27			損失限度額 (33) - (34) - (35)	36	
当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額 (17)と(27)のうち少ない金額		28			当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額 (20)と(36)のうち少ない金額	37	
当該関連法人に係るみなし特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額		29		0	当該関連法人に係るみなし特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額	38	0

別表十四（六）付表二の記載の仕方

この明細書は、法人が令第123条の9第4項（特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例）の規定若しくは同条第6項から第8項までにおいて準用する同条第4項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（令第123条の9第4項の規定又は同条第6項から第8項までにおいて準用する同条第4項の規定に

より法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。